

原規規発第 2309291 号  
20230831 保第 13 号  
令和 5 年 9 月 29 日

関西電力株式会社  
執行役社長 森 望 殿

原子力規制委員

経済産業大臣臨時代理  
国務大臣 新藤 義

高浜発電所第 1 号機の一部使用承認について

2023年8月31日付け関原発第315号をもって申請がありました上記の件については、原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第18条第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象施設

使用承認申請書（2023年8月31日付け関原発第315号）の別紙1（1/2）第一期工事の使用しようとする原子力発電工作物の概要に記載の設備。

2. 使用の期間

自：2023年9月29日

至：2022年12月2日付け関原発第510号、2022年12月23日付け関原発第559号をもって届け出た原子力発電工作物に対する電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の使用前検査の合格日

### 3. 使用の方法

高浜発電所第1号機（第2号機を含む。）の減容バーナブルポイズン保管場所変更工事を進めるために、現在、B蒸気発生器保管庫に保管されている1号機の蒸気発生器取替工事等で発生したコンクリート等の外部遮蔽壁保管庫への移動を行う必要があることから、一部工事が完了した外部遮蔽壁保管庫（1・2・3・4号機共用）を使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。